

別表1 非指定電気通信設備との接続により提供する機能

機能の区分	機能の内容	備 考
中継区間伝送機能	中継交換機に設置された仮想接続点相互間の相互接続通信（相互接続点相互間のものに限ります。以下同じとします。）を伝送する機能	
光信号局内区間伝送機能	光信号局内伝送路により伝送を行う機能	
I P 通信網県間区間伝送機能	接続約款に規定する I P 通信網内に設置された仮想接続点相互間の相互接続通信を I P 通信網県間区間伝送路により伝送する機能	
中間配線盤特別利用機能	協定事業者の装置間の接続のために中間配線盤を利用する機能	
上記以外の機能	この料金表に定める上記以外の接続機能	

## 別表2 接続形態

### 【NTT東日本の場合】

以下について、接続約款の別表2の規定を準用します。

- (1) 北海道内の札幌、函館、北見、釧路及び旭川の中継区域（当社の指定する中継交換機に中継伝送路設備が収容される区域をいいます。以下同じとします。）の中継交換機相互間並びに東京都内の東京及び立川の中継区域の中継交換機相互間
- (2) 光信号局内伝送路
- (3) IP通信網県間区間伝送路（準用される接続約款の別表2第2表及び第3表の規定にかかわらず、接続約款第5条（標準的な接続箇所）表中第7欄で接続し、IP通信網県間区間伝送路を利用する協定事業者が利用者料金設定事業者及び利用者料金請求事業者になるものとします。）
- (4) 削除
- (5) 中間配線盤特別利用機能

### 【NTT西日本の場合】

以下について、接続約款の別表2の規定を準用します。

- (1) 福岡県内の福岡及び北九州の中継区域（当社の指定する中継交換機に中継伝送路設備が収容される区域をいいます。以下同じとします。）並びに静岡県内の静岡及び沼津の中継区域の中継交換機相互間
- (2) 光信号局内伝送路
- (3) IP通信網県間区間伝送路（準用される接続約款の別表2第2表及び第3表の規定にかかわらず、接続約款第5条（標準的な接続箇所）表中第7欄で接続し、IP通信網県間区間伝送路を利用する協定事業者が利用者料金設定事業者及び利用者料金請求事業者になるものとします。）
- (4) 削除
- (5) 中間配線盤特別利用機能

別表3 違約金

1 適用

区 分	内 容
(1) 違約金の適用対象	違約金は、2（違約金の額）に掲げる費用に適用します。

2 違約金の額

区 分	違約金の額
協定事業者が、第15条の2（定額制の網使用料の支払い義務）第4項に規定する、2-3 IP通信網県間区間伝送機能第6欄イ（イ）欄の利用を開始した日から5年を経過する日までに、接続を終了した場合の違約金	利用を終了した日から、利用を開始して5年が経過する日までの期間の2料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2-3第6欄イ（イ）欄に係る料金に相当する額